

順治年間における政権の推移

苔口有加

清朝において、独裁と言える体制が確立されるのは、聖祖康熙帝以後であるが、皇帝権を強化する動きは、それ以前から存在する。独裁とは相反する、八旗制度を根幹とした政治体制をもつ満洲人によって建国された後、太宗は天聰五年（一六三一）明に倣って六部を設置するなど、その政治体制を積極的に採り入れ、官僚制度を整備する姿勢を示したが、それはまた、中央集権的な皇帝権を目指す姿勢であつたとも言える。さらに、太宗の死によって順治帝が帝位を継いだ直後に清朝は入関を果たし、明朝の後を受ける国家となつたことから、さらに一層の政治的変革が求められる状況にあつた。

その順治年間は、睿親王多爾袞が幼い順治帝に代わり摂政王として政治権力を握つた順治元年（一六四四）からの七年間と、それ以後の順治帝の親政期に分けることができる。そのうち、多爾袞は強力な政治力を示し、自らに権力を集めるための行動を積極的に行つた。そのため、かえつて反発も大きく、彼の死後順治帝はまず多爾袞を否定するところから親政を開始した。言わば、多爾袞の権力は皇帝にも等しいものであつて、それを高める行動は皇帝権の強化に繋がるものであり、順治帝は多爾袞を否定したこゝとによって、建国以来の保守的勢力の復活を許したと言える。そこで、その両者の姿勢がどのような変化をもたらしたのかについて考えてみたい。

まず、清朝の政治体制には建国当初、八旗制度上の権力が反映され、八旗を所有する諸王は本来同等の立場をもつて議政に預かつていた。順治帝即位の時点でも、例えば正白旗を管轄する多鐸が兵部、鑲藍旗の濟爾哈朗が刑部というように、旗の管轄者はほとんど六部の管理にも携わる体制であつた。中でも、太祖の甥に当たる濟爾哈朗、太宗の弟である多爾袞、太宗の長子豪格的の三人は太宗の晩年、庶務の裁決を任されていたことから見て、等しく政治の中樞にあつたと言える。

そうした中、豪格と多爾袞の駆け引きの末、六歳の順治帝が誕生し、多爾袞、濟爾哈朗の二人が輔政の任に着いたのであるが、以後、多爾袞が権力を高めて行く上で、次のような幾つかの動きが見られる。

崇徳八年（一六四三）十二月、諸王・貝勒らの六部管理廃止。
順治元年四月、肅親王豪格に対する告発。豪格の爵位を奪い庶人とする。（同十月、入関による加封を受け復封。）

同四年正月、濟爾哈朗に対し、規定を越えた邸造管を理由に罰銀二千両。以後、輔政の任を解かれる。

同五年三月、濟爾哈朗、多羅郡王に降爵。肅親王豪格、罪を問われ幽死。十一月、多爾袞、皇父摂政王の称号を得る。

ここに見られる豪格、濟爾哈朗に対する処罰の発端は、いずれも多爾袞の権力に連なろうとする八旗大臣等によって引き起こされているが、この両者の排除が進むにつれ多爾袞の政治権力は高まつたのであるから、そこに多爾袞の意図が働いたことは確実である。また、崇徳八年に諸王の六部管理を廃止した後、さらに順治六年に至つても依然としてその干渉が見られることを戒めるなど、八旗諸王の政治的影響力を押さえる傾向も見ることができ

このように、多爾袞が摂政王として権力を高める上で、濟爾哈朗と豪格は排除され、政権内における宗室諸王への権力分散傾向は、急速に独裁的なものへと移行しつつあったようにも思われる。しかしその一方で、多爾袞は濟爾哈朗を輔政の任から除いたものの、それに代えて、弟の豫親王多鐸を輔政王に任じている。また、順治六年に多鐸が亡くなると、巽親王滿達海、端重親王博洛、敬謹親王尼堪を理事三王としていた。この理事三王は皆、多爾袞にとっては甥、順治帝にとっては従兄弟に当たり、既にそれぞれ父親に代わって宗室諸王の代表的位置に立っていた。つまり、確かに多爾袞は政敵を遠ざけ、権力の頂点に立ちましたものの、彼の時代においては、諸王合議の体制は根強く存在していたとも言える。

では、多爾袞の専横を否定するところから始まった順治帝の親政期であるが、多爾袞の死と同時に濟爾哈朗が政権の中樞に復帰し、多爾袞に重用された漢人官僚の多くも退けられている。また、諸王による六部の管理も復活させるなど、独裁的な皇帝権の強化とは逆行する動きが起こっている。ところが、順治帝は一度は復活させた諸王の六部管理を約一年で再び廃止しており、この前後に、先の理事三王が相次いで亡くなっている。これは、順治帝が親政開始に当たって、彼らを押さえるだけの力を持たなかったことからその要求を受け入れたに過ぎなかったものと思われる。むしろ、順治帝は自らの兄弟等に對しても特に重要な地位を与え、こともなく、かえって多爾袞よりも内閣制度の充実を進めるなど、皇帝権の強化を目指すともとれる動きを見せている。これは、順治十年頃より、内三院へ對して積極的な働きかけを行い、その大学士を増員し、順治十五年には内閣へと発展させたといった点に

示されている。

また、順治一八年正月に彼が遺言として自らの非を十四条にして述べたものによると、ことさらに漢人の習俗を採り入れたこと、諸王等との間を疎くしたこと、漢官を重く用い、宦官の制度を設けたことなどが挙げられている。こうした点は、順治帝がかなり中国的な皇帝であったことを示している。

すなわち、多爾袞は権力の独占を行いはしたものの、内三院のような制度面から言えば特別な改革は行っておらず、太宗期のものをほぼ受け継いでおり、むしろ順治帝の親政によって、皇帝の独裁に不可欠の内閣制度の整備と、宗室諸王の勢力削減が実行され、以後の皇帝権確立へ繋がったと言える。このことは、多爾袞が亡くなった時点では旧体制的な諸王による政権の復活が見られたのに對し、順治帝が亡くなり幼い康熙帝が帝位に着いた時に現れたのが輔政四大臣であって、宗室勢力の動きが現れなくなっている点からも窺うことができるだろう。